

「プラスチック分別回収」モデル事業の実施について

1 はじめに

昨年6月に成立した「プラスチック資源循環促進法」では、今後、区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックごみ）の分別回収、及び再商品化に努めることが定められました。

本区では現在、プラスチックごみについては一部、リサイクル拠点における分別回収を除き、可燃ごみとして収集し、「サーマルリサイクル(熱回収)」を実施しているところです。

法の成立を受け、本区では、可燃ごみの約15%を占める「プラスチックごみ」を「資源」として回収し、再商品化することで、「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」で定めるごみの減量化と資源循環型社会の実現を推進すべく検討を行っております。

一方で、「プラスチックごみ」を分別回収するには、回収方法、分別基準、温室効果ガスの削減効果などの課題を整理・検証した上で導入の是非を検討することが重要です。

そこで、「プラスチックごみ」を分別回収、及び再商品化するための検討段階のひとつとして、区内の一部の地域（町会・自治会を単位とする）を対象に「プラスチック分別回収」モデル事業を実施いたします。

2 「プラスチック分別回収」モデル事業の概要

(1) **実施時期** 令和4年10月から令和5年2月まで（5か月間）

(2) **規模(予定)** 2町会程度（合計約1,200世帯程度）

(3) **回収品目** 「プラスチック使用製品廃棄物」

（プラスチック製容器包装（※1）及びプラスチック製品（※2））

※1 中身（商品）を取り出したり、使い切ったりした後に不要となるプラ製の「容器（入れ物）」や「包装（包み、袋）」のこと。『プラマーク』が目安。

※2 プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品。

プラスチック使用製品廃棄物(プラごみ(30cm未満))の例

プラスチック製容器包装

※中身(商品)を取り出したり、使い切ったあとに不要となるプラ製の「容器(入れ物)」や「包装(包み、袋)」のこと。『プラマーク』がついているのが目安。

袋類
菓子袋、パン袋、レジ袋、ラップなど

パック・トレイ類
たまご、豆腐、弁当などの容器やトレイ

ボトル類
シャンプー、リンス、洗剤などの容器

カップ類
カップ類など(プリン等のアルミ箔ふたは不燃ごみ)

発泡スチロール類

その他
ペットボトルのキャップとラベル、食パン等の袋の留め具など

プラスチック製品

※プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品のこと。

CD・DVDのケース
(中身は可燃ごみ)

洗面器

歯ブラシ

スプーン、フォーク、ストロー

プラ製ハンガー、バケツ

計量カップ

クリーニングの包み

じょうろ

虫かご

対象外

おもちゃ
(ねじ付、電池付など)

電気配線や金属が付いている家電製品

塩ビ製品

(4) 回収頻度・方法

モデル事業実施期間中、対象地区のみ週1回、「プラスチック」回収日を新設する。

また、対象地区の世帯は区が配布する回収袋に「プラスチック」を入れ、日常使用しているごみ集積所に排出し、それを区が回収する。

プラスチック回収のイメージ

(例)ごみ・資源収集曜日

日	月	火	水	木	金	土
—	資源	第2・4 不燃	可燃	プラスチック		可燃

新設

- ・ 透明又は半透明の中身が見える袋
- ・ 軽く汚れを落とす



(5) その他

「プラスチック」排出用回収袋(450×30枚/世帯)は区が配付する。